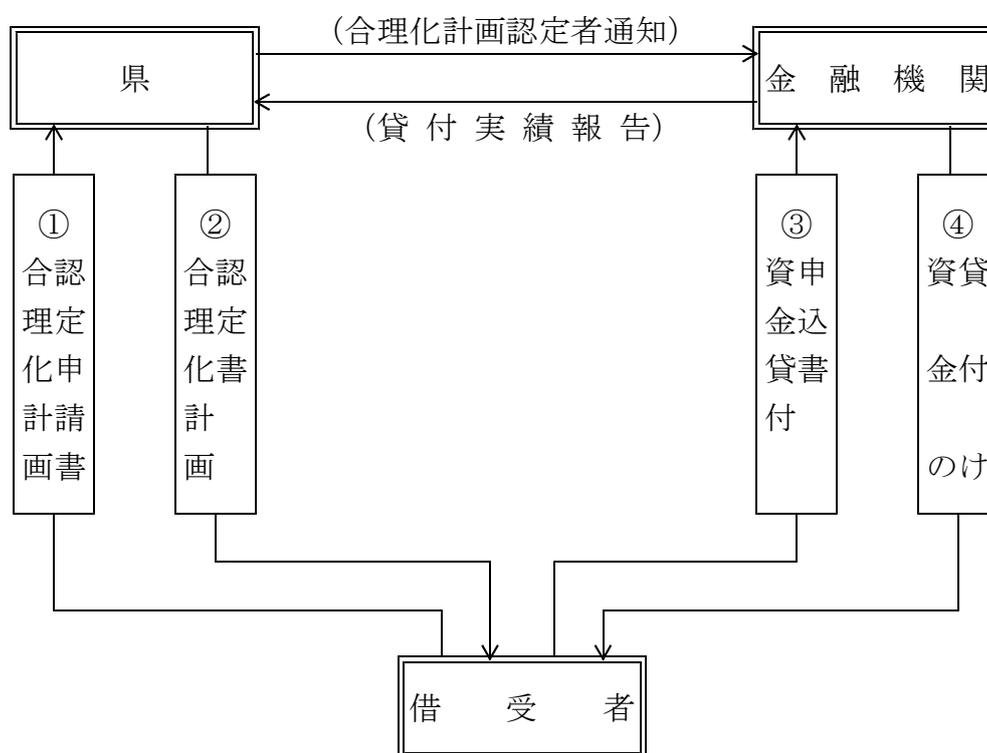


木材産業等高度化推進資金の借入れの手続き



- ① 借受者は、合理化計画を作成し、上位団体の意見書を添えて県民局長に提出する。
- ② 県民局長は、内容を審査し、意見を添えて申請書を県知事に送付する。
- ② 申請書を受理した知事は、これを認定したときは県民局を通じて申請者に認定書を交付する。
- ③ 借受者は、金融機関に対し、関係書類（県の認定に係る合理化計画書の写し及び当該資金が合理化措置に係るものであることを証する書類）を添えて貸付申込書を提出する。
なお、農林漁業信用基金の保証を依頼しようとするときは、農林漁業信用基金の債務保証依頼書を指定金融機関に貸付申込書と併せて提出する。
- ④ 貸付申込書を受け付けた金融機関は、これを審査の上、貸付けを行う。

(単独事業者の場合)

- (1) 借受者は、単独融資対象者認定申請書を県民局長へ提出する。
- (2) 県民局長は、内容を審査し、意見を添えて申請書を県知事に送付する。
- (3) 申請書を受理した知事は、関係団体の意見を聴いた上で、これを認定したときは県民局を通じて申請者に認定書を交付する。
- (4) ①へ進む。